

びわこリハビリテーション専門職大学 受託研究取扱規程

[2025年4月1日制定]

(目的)

第1条 この規程は、びわこリハビリテーション専門職大学(以下「大学」という。)が学外からの委託を受けて行う研究(以下「受託研究」という。)について定めるものとする。

(受託研究の申請)

第2条 大学に、研究を委託しようとする者(以下「委託者」という。)は、当該研究を委託させる者(以下「受託研究担当者」という。)を経て、別に定める申請書(様式1)を学長に提出しなければならない。

(受託研究の受入れの承認)

第3条 学長は、前条の受託研究が教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究及び受託の条件に支障がないと認められるときは、理事長にその旨を報告し、受入れの承認を得るものとする。

2 学長は、前項の規定により受入れを承認した場合には、その旨を委託者に通知(様式2)するものとする。

(受託研究の契約)

第4条 理事長は、前条により受託研究を承認した旨の報告を受けたときは、委託者との間に受託研究契約を締結しなければならない。

(受託研究費の取扱い)

第5条 受託研究契約の締結後、委託者は、所要の受託研究費を契約書に定める期間内に納入しなければならない。

2 指定の期間内に受託研究費の納入がないときは、当該契約は無効とする。

3 既納の受託研究費は、原則として返納しない。ただし、天災その他やむを得ない理由又は大学の都合により受託研究の継続が困難となったときは、その全部又は一部について返納することがある。

(受託研究費の算定)

第6条 受託研究費は、謝金支出、旅費交通費支出、教育研究用機器備品支出、消耗品費支出、通信料金、運搬料金費等、当該受託研究の遂行に直接必要な経費とする。

2 受託研究費により取得した設備等は、大学に帰属するものとする。

3 間接経費は、直接経費の30%に相当する額を標準とする。

(受託研究費の納入及び支出)

第7条 納入された受託研究費及び当該受託研究に要する経費の支出については学校法人藍野大学経理規程に基づいて処理する。

2 前項に規定する受託研究に要する経費とは、前条第1項に規定する経費のうち、当該受託研究に直接必要な経費に相当する額をいう。

(受託研究の完了報告)

第8条 受託研究担当者は、受託研究が完了したとき、その研究成果を学長に報告(様式3)するとともに、委託者に報告するものとする。

2 学長は、前項の規定により報告を受けた場合には、その旨を理事長に報告するものとする。

(研究成果の帰属及び公表)

第9条 受託研究によって生じた発明、考案等に関する権利については、別段の定めがある場合を除き、大学に帰属するものとする。

2 受託研究担当者は、原則として受託研究の成果を公表するものとする。ただし、公表の時期・方法等については、委託者と協議して定めることができる。

(政府関係機関等からの受託研究)

第10条 公社、公庫、公団等の政府関係機関又は地方公共団体(以下「政府関係機関等」という。)からの受託研究については、前条までの規定にかかわらず、当該政府機関等の定める規程等によることができる。

(その他の事項)

第11条 前条までに規定する事項以外のことについて、必要があるときは、委託者と本学が協議の上、定めるものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、受託研究に関し必要な事項は、教授会の議を経て定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。